

令和6年度 小規模保育事業指導監査実施計画

1 基本方針

小規模保育事業を行う事業所に対して、児童福祉法の規定により、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2 指導監査の方式及び回数

(1) 一般指導監査

関係法令・通知及び船橋市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、年度ごとに1回以上実地により実施する。

なお、新たに開設した事業所については、開設年度又は次年度の早期に実施するものとする。(原則として、9月末までに開設した事業所は開設年度に、10月以降に開設した事業所は次年度の早期に実施する。)

(2) 特別指導監査

運営等に問題を有する事業所を対象に実施する。

3 指導監査の重点事項

前年度の指導監査の結果、国の通知等を踏まえ、以下を今年度の重点事項とする。

(1) 非常災害対策の強化

火災、水害・土砂災害、地震等想定されるあらゆる災害に対処できる具体的な計画を立て、訓練を定期的に行っているか。

(2) 職員配置基準の遵守

職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。

(3) 保育の質の確保・向上

職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか。また、職員の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、その改善を図っているか。

(4) 感染症・食中毒の予防等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。

(5) 事故防止及び安全計画の策定等

事故の発生防止の取組みや、発生時の対応等は適切に行われているか。また、利用乳幼児の安全の確保を図るため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など安全に関する事項についての計画を策定し、それに従って必要な措置を講じているか。

(6) 虐待等の不適切な保育の未然防止

利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行っているか。

4 令和6年度指導監査実施数（予定）

対 象	令和6年度計画			令和5年度実績		
	対象数	計画数	増減	対象数	計画数	実施数
小規模保育事業	33	33	+1	32	32	32